

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

趣旨

目次

95

規則

○令和七年台風第二十二号及び第二十三号による災害についての東京都特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則……(デジタルサービス局DX協働事業部デジタル手続推進課)：

規則

規則

ルサービス局DX協働事業部デジタル手続推進課

○特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日の指定…… （デジタ）

令和七年台風第二十二号及び第二十三号による災害についての東京都特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則を公布する。

第三条 前条の東京都特定非常災害に対し適用すべき措置として、条例第三条及び第四条に規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第四条 第二条の東京都特定非常災害についての条例第三条第一項の規則で定める日は、令和八年三月三十一日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第五条 第二条の東京都特定非常災害についての条例第四条第一項の規則で定める特定義務の不履行についての免

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)
第五条 第二条の東京都特定非常災害についての条例第四条第一項の規則で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年一月三十一日とする。

令和七年台風第二十二号及び第二十三号による災害についての東京都特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則

一条 この規則は、東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号。以下「条例」という。）第二条、第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、令和七年台風第二十二号及び第二十三号による災害についての東京都特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する必要な事項を定めるものとする。

東京都特定非常災害の指定）

二条 条例第二条第一項の東京都特定非常災害として令和七年台風第二十二号及び第二十三号による災害（八丈町及び青ヶ島村の区域に限る。）を指定し、同年十月八日を同項の東京都特定非常災害発生日として定める。

東京都特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

三条 前条の東京都特定非常災害に対し適用すべき措置として、条例第三条及び第四条に規定する措置を指定する。

行政上の権利益に係る満了日の延長期間）

四条 第二条の東京都特定非常災害についての条例第三条第一項の規則で定める日は、令和八年三月三十一日とする。

特定義務の不履行についての免責に係る期限）

五条 第二条の東京都特定非常災害についての条例第四条第一項の規則で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和八年一月三十一日とする。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

告示

● 東京都告示第千九十九号

令和七年台風第二十二号及び第二十三号による災害についての東京都特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する規則（令和七年東京都規則第百七十三号）により指定された令和七年台風第二十二号及び第二十三号による災害についての東京都特定非常災害に關し、東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（令和二年東京都条例第五十四号）第十三条第一項及び第二項の規定により、特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のとおり指定する。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和四十七年東京都条例第百十七号）第五条の規定による大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成の認定	八丈島八丈町内に住所を有する者	令和八年三月三十日

発 行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一二一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定 價

一箇月 本号

(郵送料を含む。) 六、六〇〇円 三〇円

印刷所

電話 東京都

○三(三八一二)五二〇一(代) 文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの